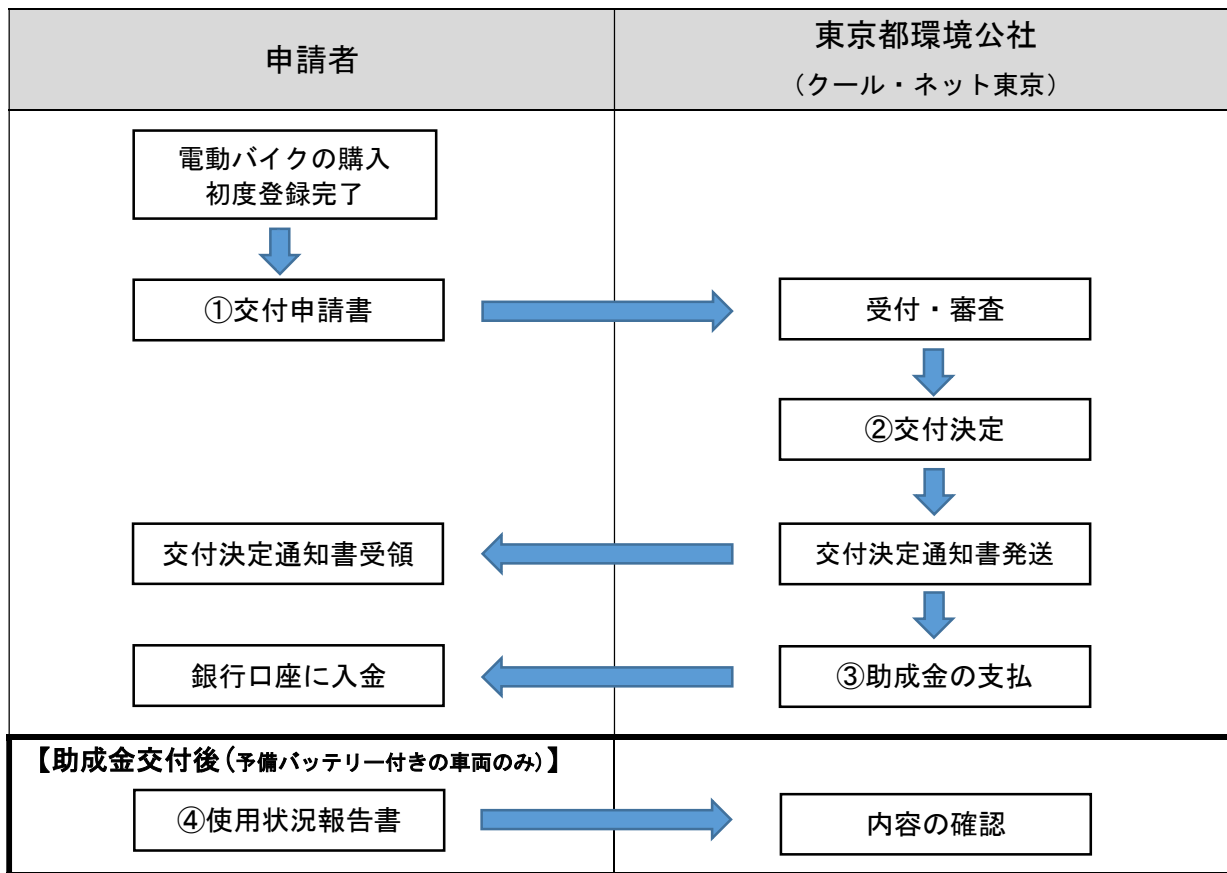


### 1.3 スケジュールフロー



※太枠内は初度登録日から3年にわたり毎年実施

- ① 申請者は助成対象電動バイクを購入し、初度登録（新車購入後に初めて発行される標識交付証明書、自動車検査証又は軽自動車届出済証の交付をいいます。以下同じ。）を完了してから申請してください。

本事業で申請する電動バイクと充電器が別売りの場合、令和7年度から開始した**専用充電器の購入**や**バッテリーシェアリングサービスの基本料金**の助成を利用できます！本事業の交付申請と、「電動バイク充電環境促進事業」の交付申請は**同時**に行う必要があります。（令和7年度初度登録の電動バイクのみ申請可能。詳細は**電動バイク充電環境促進事業の手引き**をご確認ください）。

- ② クール・ネット東京は申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、基金の範囲で、本助成金の交付を決定し交付決定通知書を発送します。
- ③ クール・ネット東京は交付決定通知書発送から一定期間ののちに、申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。
- ④ 交付決定車両が交換式のバッテリーを搭載できる車両で、かつ予備バッテリー付きの車両である場合は、交付決定後、初度登録日から3年間は助成対象車両の使用状況等について、毎年公社に報告してください（詳細は「2.3 交付の条件」参照）。

#### <注意事項>

電動バイクを購入される際には事前に本助成金の助成対象車両に該当するか、ご確認をお願いいたします（2.2 助成対象電動バイク及び2.6 助成金額参照）。